

首相
番号： 1030/QD-TTg

ベトナム社会主義共和国
独立 — 自由 — 幸福

ハノイ， 2009年7月20日

首相決定

2015年までのベトナム環境産業の発展、及び2025年までのビジョン

Approval of the “Proposal for the development of Vietnam environmental industry until 2015, vision to 2025

首相は、

- 2001年12月25日付け政府組織法に基づき、
- 2005年11月29日付け環境保護法に基づき、
- 天然資源・環境の政府管理における緊急解決策に関連する2009年6月12日付け政府決議番号27/NQ-CPに基づき、
- 工業商業大臣の提議書に基づき、

以下を決定する。

第1条

「2015年までのベトナム環境産業の発展、及び2025年までのビジョン」の承認は以下の主な内容に基づく。

I. 発展の観点

1. 政府は環境産業の発展のために、各組織・個人の参加を奨励し、好ましい状況を創造する。
2. 国の社会経済の発展及び世界の発展傾向と協調性を保ちながら、環境産業を発展。
3. 環境産業における法規制改善の基本理念に基づいて、企業、市場、人材資源の開発との均整をとりながら環境産業を発展。
4. 環境サービス、環境設備、天然資源の持続的な利用、環境回復の分野と調整をとりながら環境産業を発展。

II. 発展の目的

1. 全体の目的
(1)環境汚染の処理、(2)環境汚染の管理、(3)環境劣化の回復、(4)環境汚染の削減、(5)環境の質の改善を目的とした環境保護の要件を満たす環境技術、

設備、サービス、製品を提供できる産業へと環境産業を発展させること。

2. 特定の目的

a) 2015年までの期間:

- 環境産業における発展計画の実施方法の開発、承認、組織をすること。
- 環境保護及び天然資源の持続的利用を基本的に満たす十分な機能を持った機関の転用・適用、環境産業の企業及び環境技術の研究を発展させること。
- 環境産業の発展において、組織・個人の普及啓発及び責任を向上させること。

b) 2025年までのビジョン:

- ベトナム産業の発展構造の中で、環境産業が重要な貢献力を持つ経済分野へと発展させること。
- 環境保護及び天然資源の持続的利用を基本的に満たす十分な機能を持った機関の転用・適用、環境産業の企業及び環境技術の研究を発展させること。

III. 発展の責務

1. 環境産業における組織、構造、政策及び法規制の向上

- a) 適切な省庁、活動分野及び地方省に、環境産業における特別機関の組織を構成、強化、改善。
- b) 環境産業における構造、政策及び法規制の再考、修正及び完成。

2. ベトナム環境産業の発展計画の策定

- a) 2015年までのベトナム環境産業の発展、及び2025年までのビジョンにおける計画の実施を準備、承認及び組織。
- b) 環境産業の発展を他産業の発展計画及び戦略、並びに地域及び地方の社会経済の発展計画及び戦略と統合。

3. 環境産業の発展に貢献するための科学的研究、及び技術転用や適用を組織

- a) 環境産業の発展に貢献する科学的研究及び技術開発を行う機関の設立及び開発。
- b) 環境保護の要求を満たす最新技術・製品の調査・転用、及び迅速かつ効果的な適用。
- c) 環境産業の発展に貢献する科学的研究活動及び技術転用の中での国際的な協力を強化。

4. 環境産業企業の発展、環境設備の製造、及び環境サービス・製品の供給活動の促進
 - a) 各経済分野における環境産業企業の発展を奨励し、環境産業の発展のために投資経路を多様化。
 - b) 環境保護を目的とした設備や製品の製造を発展。
 - 以下の計画を通して設計・製造された環境保護の設備・製品を強化。
 - 専門的に設計されたソフトウェアへの投資。
 - 設計・製造された設備において専門性をもつ幹部職員のために能力開発研修を実施。
 - 環境保護を目的とした設備・製品の製造技術、及びインフラ・ワークショップに投資。
 - 環境産業の発展における技術の転用・適用及び科学的研究プログラムを通じて、環境保護を目的とした設備・製品の製造を支援。
 - 技術の転用、特に環境保護を目的とした先進的な設備・製品を製造する技術を促進。
 - 環境保護を目的とした設備の設計及び製造を発展させるために、研究機関及び企業の協力を促進。
 - c) 環境サービス活動の発展を促進
 - 環境サービス機関のネットワークの設立及び開発。環境サービスは、(1)環境モニター、(2)環境分析、(3)環境影響評価、(4)環境監査、(5)クリーナープロダクションのコンサルティング、(6)廃棄物の収集、処理、リサイクル、(7)環境処理システムの設計、製造、設置、(8)環境保護を目的とする能力開発研修、を含む。
 - 能力開発及び環境サービスの活動を活発化させるために、研究機関、設備の製造企業、サービス機関の相互協力を促進。
5. 天然資源の持続可能な利用及び環境回復
 - a) 浄水道供給事業の効率性、天然資源の有効利用、廃棄物・廃製品・使用済み商品の削減・リサイクル及び再利用を向上。
 - b) (1)代替エネルギー、再生可能エネルギー又は保全エネルギーを利用した製造設備、及び(2)環境に優しい商品・サービスの転用・適用、製造研究の実施。
 - c) 鉱物採掘における環境回復事業を促進。汚染や劣化した地域、特に深刻な地域の汚染処理及び環境改善を実施。
6. 環境産業の発展のために、普及啓発や責任を向上させる公共キャンペーン・教育を実施
 - a) 様々なレベル、分野、地方省、企業及び住民コミュニティにおける環境産業の発展のために、普及啓発や責任を向上させる公共キャンペーン・

- 教育を実施。
- b) 環境産業の管理及び専門的事業部で働く幹部職員のために、環境産業における専門的知識や能力を向上させるための指導・研修を実施。
 - c) 環境産業のための国内データベースを開発。
7. 本提議書に基づく様々な業務・作業を実行するための予算は、様々な資本源から導入される。資本源は、政府予算、組織・個人の資本、国内企業の特定資本（支援金・基金・外国投資家・機関からの投資）、その他の法的資本となる。

本提議書に基づく業務・作業を実行するために、原則として5つに構成されたプロジェクトを承認する（承認されたプロジェクトの詳細は別表を参照）。

2009年～2015年におけるこの5件のプロジェクトは政府予算から用意され、各入札プロジェクトの支出計算から、約1,500億ドンと試算している。

IV. 解決策の実行

1. 組織、管理、構造及び政策のための解決策
 - a) 環境産業における組織、構造、政策及び法律文書の再考、修正及び完了を進展。
 - b) 首相に対する環境産業の発展における計画の承認手続の準備及び提出。
 - c) 環境産業の発展を、分野別の発展計画・戦略、地域及び地方の社会経済発展計画・戦略に統合。
 - d) 環境産業における規格や技術基準の準備、公表、適用。
 - e) 環境産業の持続的な発展を達成するために投資源を誘致、推奨、多様化する社会を促進。
2. 投資、資金調達、市場の解決策
 - a) 政府は環境産業の発展のために対政府信用により支援する。
 - b) 環境産業の発展に投資する国内外の個人・組織を奨励。
 - c) 環境産業を経営する企業は、法律上の土地、資本及び税金に関する最高の優遇政策を享受する。
 - d) 環境保護基金を設立、環境産業の投資及び発展するための経済手段を開発する組織・個人を奨励。
 - e) 環境産業の活動に対する優位な市場を創設、開発。

3. 科学及び技術の解決策

- a) 環境産業における活動のなかで、科学的研究、適用、国内生産された新技術及び製品の有効な転用を促進。
- b) 環境産業の発展に貢献する先端の環境保護設備、技術及び製品の適用を促進。
- c) 科学研究活動、研究機関及び大学で行われた技術開発、環境産業を経営する企業の緊密な相互協力を促進。

4. 国際協力及び人材資源の開発における解決策

- a) 持続的手法でベトナム環境産業の発展を目的とした先進国との協力プログラム・プロジェクトの開発及び実行を促進。
- b) 外国専門家、特にベトナムの環境産業の発展に関与する海外在住のベトナム人に対する優遇政策を推進、創設。
- c) 環境産業で働く幹部職員に対し、ベトナム及び諸外国での能力開発研修を促進。

5. コミュニケーション及び普及啓発の向上における解決策

- a) 環境産業の発展における普及啓発及び責任の向上を図るために、組織・個人及び特に企業に対し、コミュニケーションの手段及び教育を促進、多様化。
- b) 環境産業の国内データベースを迅速に開発、運用。

V. 実行の組織化

1. 工業商業省は、天然資源環境省、他の適切な省庁、地方省と協力して、本提議書の作業・業務の効率的かつスケジュールに則った実施方法を組織し、首相へ進捗状況を毎年報告する。
工業商業省は、本提議書の実施において工業商業大臣を後押しするために、工業商業大臣が議長を務める運営委員会を創設する。
2. 計画投資省及び財務省は本提議書の構成されたプロジェクトを実行するために、5年間及び毎年の政府予算を精算、配分することに責任を負う。
3. 天然資源環境省、他の省庁、産業界、省・中央直轄市の人民委員会は、職務、責任及び政府管理のなかで、本提議書の適切な作業・業務を効果的に実行するために、工業商業省に協力する責任を負う。また、毎年、首相へ提出する報告書準備のために、工業商業省へ進捗状況報告書を提出する。

第2条

この決定は、署名及び公布された日から施行する。

第3条

工業商業大臣、他省庁の大臣、省レベルの組織の長、政府組織の長、省及び中央直轄市の人民委員会議長、適切な組織・個人は、この決定を実行する責任を負う。

首相代理
副首相
(署名)
ホアン・チュン・ハイ

送り先：

- 政府首相、各副首相
- 各省、省レベル機関及び政府直轄機関
- 汚職防止中央指導委員会事務所
- 地方省・中央直轄市の人民委員会
- 中央党事務所
- 国家主席（大統領）事務所
- 国会事務所
- 国家会計検査局
- ベトナム開発銀行
- 政府事務所：大臣及び各副大臣、政府ホームページ
- 文書保管所

別表

提議書の作業・業務を実行するプロジェクトリスト
(7月20付け首相決定番号 1030/QD-TTg と共に公布)

プロジェクト 1: 2015 年までの環境産業の発展、及び 2025 年までのビジョンの計画

- 調整機関：工業商業大臣
- 協力機関：天然資源環境省、その他適切な省庁、産業界及び地方省
- 実行期間：2010～2011

プロジェクト 2: 環境産業の発展のための科学研究、技術適用、転用プログラム

- 調整機関：工業商業大臣
- 協力機関：科学技術省、天然資源環境省、その他適切な省庁、産業界、地方省、研究機関、大学、企業
- 実行期間：2010～2015

プロジェクト 3: 環境コンサルティング組織の能力開発

- 調整機関：天然資源環境省
- 協力機関：工業商業大臣、その他適切な省庁、地方省、企業
- 実行期間：2010～2015

プロジェクト 4: 環境産業における組織、構造、政策及び法律文書の完成

- 調整機関：工業商業大臣
- 協力機関：天然資源環境省、財務省、内務省、その他適切な省庁、産業界、地方省
- 実行期間：2009～2015

プロジェクト 5: 環境産業の発展における普及啓発及び責任を向上させるキャンペーン及び教育の実施

- 調整機関：天然資源環境省
- 協力機関：工業商業大臣、その他適切な省庁、産業界、地方省
- 実行期間：2009～2015